

西東京市一般廃棄物処理基本計画（骨子案）について

本資料では、下記 3 点についてご説明いたします。

- ・ 第 1 章 一般廃棄物処理基本計画
- ・ 第 2 章 生活排水処理基本計画
- ・ これまでの審議会における委員の皆様からのご意見について

※本資料で説明している内容については、計画書内で赤枠を付しております。

※なお、今回ご提出した一般廃棄物処理基本計画は骨子案であり、内容や文字の大きさ等については、第 5 回審議会にご提出する素案に向けて精査・調整いたします。

■ 第 1 章 一般廃棄物処理基本計画

□ 第 1 節 基本的事項

「西東京市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」と言います。）は、平成 19 年 3 月に策定した計画（以下、「前回計画」と言います。）の 15 年間（平成 19 年度～令和 3 年度）の計画目標年次が終了することから、次の 15 年間に向けて内容を更新するものです。

本計画は廃棄物処理法に基づき、並行して策定中の柳泉園組合・清瀬市・東久留米市の一般廃棄物処理基本計画などと整合を図りながら策定します。

本計画は、一般廃棄物（ごみ、生活排水）を対象としています。

計画期間は令和 4 年度～令和 18 年度の 15 年間であり、概ね 5 年ごとに見直しを行います。

□ 第 2 節 市の概要

西東京市（以下、「本市」と言います。）の位置・地形、人口、産業別人口、土地利用について整理しています。本市の人口は増加傾向にあります。

□ 第 3 節 ごみ・資源の処理状況

「1 社会的情勢」では、廃棄物処理に係る関連法令や、国・都・本市の廃棄物処理に係る動向について整理しています。近年、世界的潮流として、「プラスチックの資源循環」と「食品ロスの削減」への関心が高まっています。これを受けて、国では「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」と「食品ロスの削減の推進に関する法律」を制定。東京都では「プラスチック削減プログラム」と「東京都食品ロス削減推進計画」を策定し、「プラスチックの資源循環」及び「食品ロスの削減」に関する施策を推進することにして

「2 ごみ処理体制」から「6 最終処分の実績」では、第2回審議会の「西東京市の現状と課題について」でご説明した、本市のごみ処理に係る状況について整理しています。本市のごみを処理している柳泉園組合所管の施設には「柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）」、「粗大ごみ処理施設」、「リサイクルセンター」がありますが、特に粗大ごみ処理施設とリサイクルセンターで老朽化が進んでいます。

「7 ごみ質の分析」では、本市独自、及び柳泉園組合で実施したごみ質の分析結果について整理しています。不適正な排出物としては、可燃ごみ・不燃ごみでは資源物が、プラスチック容器包装類では容器包装ではないプラスチックが挙げられます。また、食品ロスの混入も見られました。また、可燃ごみの低位発熱量（燃えやすさとお考え下さい。）は、設計値と比較するとやや高い（燃えやすい）傾向にあります。（なお、燃えやすければ良いというわけではなく、安定的・効率的な処理のためには、設計した範囲内に収まっていることが重要となります。）

「8 ごみ処理経費」では、本市におけるごみ処理にかかる費用等について整理しています。ごみ処理経費は概ね減少傾向にあったものの、令和元年度は増加に転じています。なお、令和2年度の清掃費や負担金等については、実績が確定し次第、記載予定です。

「9 ごみ処理状況の評価」では、第2回審議会の「西東京市の現状と課題について」でご説明した、前回計画の目標値・類似自治体等との比較による本市のごみ処理状況の評価結果を整理しています。本市のごみ処理状況は、他都市と比較すると非常に優れているものの、前回計画の目標値達成のためには、更なるごみ減量・資源化が必要となります。

□第4節 ごみ処理に関する課題

第2回審議会の「西東京市の現状と課題について」でご説明した課題に加え、「第3節 7 ごみ質の分析」より明らかになった下記についても課題として記載しています。

- ・ 1 （1）家庭ごみ減量化の推進：

ごみ中の食品ロスの混入→食品ロス削減対策の推進が必要

- ・ 2 資源化に関する課題：

ごみ中の資源物の混入→分別徹底の推進が必要

- ・ 4 （1）安定処理の継続：

高めの低位発熱量→燃えやすいプラスチック等の分別促進が必要

□第5節 ごみ排出量の推計及び目標値の設定

ここでは、ごみ量の将来予測や、ごみ減量の目標値、及び目標値を達成した場合の将来ごみ量等について整理する予定です。別紙「ごみ量推計及び目標値の設定について」を基に、今回の審議会で委員の皆様から頂いたご意見を反映させて、本計画に記載いたします。

□第6節 ごみ処理基本計画

第3回審議会の「一般廃棄物処理基本計画 施策（骨子案）」でご説明した施策案を基に、適宜加筆修正等を行っています。

更なるごみの減量化・資源化を推進するための基本目標は「協働で築く 環境にやさしい 持続可能な循環型社会の推進」とし、この目標の達成に向けた基本方針は「1 つくる責任、つかう責任（SDGs）の意識の醸成」「2 協働によるごみの発生抑制・資源化の推進」「3 環境負荷の少ない資源循環の推進」「4 安全・安定な適正処理・処分の実施」の4つとしました。

この基本目標の達成のためには、市民・事業者・行政（本市）がそれぞれの役割を理解し、実行していくことが重要となります。

また、「第4節 ごみ処理に関する課題」で整理した課題への対応、及び基本目標達成のための施策は「3 発生抑制・資源化計画」「4 収集・運搬計画」「5 中間処理計画」「6 最終処分計画」「7 その他の計画」の5つに大別して整理しています。本市においても、国や東京都の計画に則り、「プラスチックの資源循環」や「食品ロスの削減」を推進していく方針です（例：「3（1）3）食品ロス削減の推進」、「3（1）4）プラスチックごみの発生抑制、資源循環の推進」）。さらに、市民の皆様によりごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでいただくために、今後も引き続き情報提供や周知啓発に係る取り組みを推進していく予定です。

■第2章 生活排水処理基本計画

□第1節 生活排水処理の体系

生活排水は、「し尿」と、台所やお風呂から排出される「生活雑排水」に分けられます。本市の家庭から排出される生活排水は、下水道や単独処理浄化槽、柳泉園組合し尿処理施設により、適切に処理がなされています。柳泉園組合し尿処理施設で、し尿や浄化槽汚泥の処理に伴い発生するし渣や脱水汚泥は、柳泉園クリーンポートで焼却処理された後、エコセメントの原料として再利用されています。

本市では公共下水道の普及率が高く、単独処理浄化槽から排出される浄化槽汚泥量や汲取りし尿量は減少傾向にあります。

□第2節 生活排水処理量の推計

生活排水処理量の推計については、第5回審議会時にご提示いたします。

□第3節 生活排水の適正処理計画

本市ではほぼ全域に公共下水道が普及していることから、単独処理浄化槽家庭やし尿汲み取り家庭から排出されるし尿・汚泥量は減少傾向にあり、それに伴いし尿処理事業は縮小傾向にあります。そのため、公共下水道の接続を推進し、し尿処理事業の縮小も踏まえて適正かつ合理的なし尿処理事業を推進することを基本方針とします。また、この基本方針に基づき、計画目標、及び施策を設定しています。

また、計画期間は、一般廃棄物処理基本計画と同様の令和4年度～令和18年度の15年間とします。

■委員の皆様からのご意見について

第1回～第3回審議会で委員の皆様から頂いたご意見・ご質問と、それに対する対応（予定を含む）・回答は以下のとおりです。

<ご意見>

- ・堆肥化した生ごみの使い道が不明である。
- ・フードドライブ活動で集められた食品の提供先が不明である。
- ・エシカル消費の目安となる認証マーク等の紹介があると良い。
- ・リユース関連で活用できるサブスクリプション等のサービスの紹介があると良い。
- ・食品ロス削減に関する3010運動等、他都市の取り組み事例等の紹介があると良い。

<対応（予定）>

第5回審議会（次回審議会）でご提示する計画書（素案）において、絵や図表等も用いたコラム等でご紹介いたします。

今回の資料のp.53ではコラムの案として、「消費期限と賞味期限」についてご紹介しています。

<ご質問>

柳泉園組合所管の各施設の、更新予定等の検討状況はどのようになっているか。

<回答>

- ・柳泉園クリーンポート（焼却処理施設）：

令和14年度までは、民間事業者に長期包括運営委託をしています。

それ以降は未定であるため、今後、更新に向けて組合及び構成市で検討します。

- ・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター：

今回策定している、組合構成市の一般廃棄物処理基本計画における将来ごみ量等を踏まえて、今後、施設整備基本構想を策定予定です。

時期については組合及び構成市で検討します。

- ・し尿処理施設：

整備・更新の予定はありません。

引き続き、毎年度の定期点検整備補修等により、適切に維持管理を行います。

なお、計画書p.60「第1章 第6節 5 （2） 1）広域処理の継続」において、適切な維持管理及び施設の更新について、組合及び構成市で検討を行う旨を記載いたしました。